

～船員組合員のみなさまへ～

平成26年4月から船員組合員に係る 短期給付の掛金率が変わります

船員組合員に係る掛金率の見直しについて

船員保険法に基づく民間の船員保険は、船員の職務の特殊性から、労使折半が原則の一般の医療保険と異なり、使用者側（船舶所有者）が負担する負担金の割合が高く設定されています。一方、共済組合の船員組合員に係る道府県（船舶所有者）が負担する負担金の割合は、「一般組合員の財源率」に船員保険法の規定による「船舶所有者の負担と同一の割合」を乗じて得た率とされています。

このたび、船員保険の保険者である全国健康保険協会（協会けんぽ）において「船舶所有者の負担と同一の割合」が見直された結果、掛金率が減少し、負担金率が増加することとなりました。変更後の掛金率は以下のとおりです。

なお、その他の組合員の掛金率については、平成25年度と同様です。

（単位：‰（千分率））

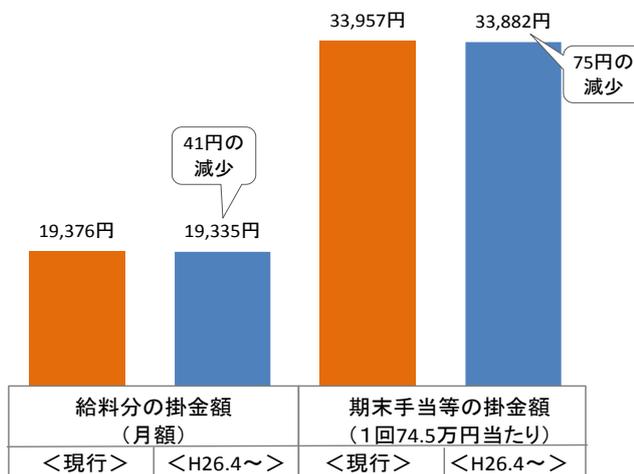
| 区 分 | | 現 行 | 平成26年4月～ | 引上げ幅 |
|------------------------------|-----------|--------|--------------|-------|
| 一 般 組 合 員 | 給 料 | 60.23 | 60.23 | 0.00 |
| | 期 末 手 当 等 | 48.18 | 48.18 | 0.00 |
| 知 事 組 合 員 一 般 組 合 員（特別職等） | 給 料 | 48.18 | 48.18 | 0.00 |
| | 期 末 手 当 等 | 48.18 | 48.18 | 0.00 |
| 船 員 一 般 組 合 員 | 給 料 | 56.99 | <u>56.87</u> | △0.12 |
| | 期 末 手 当 等 | 45.58 | <u>45.48</u> | △0.10 |
| 任 意 継 続 組 合 員 | 給 料 | 120.46 | 120.46 | 0.00 |

※ 福祉事業分に係る掛金率（一般組合員の方の場合、給料 1.48‰・期末手当等 1.18‰）については、変更ありません。

※ 道府県の負担金率については引き上がります。

※ 船員一般組合員の掛金率については、平成26年3月27日開催予定の運営審議会に諮る変更案の率となっております。

負担額はいくら減るの？



■ 給料月額 34 万円、
期末手当等 74.5 万円（1 回当たり）の場合

○ 給料分の掛金の減少額

<引下げ幅>
月額：34 万円×0.12‰=41 円
年額：41 円×12 月=492 円

○ 期末手当等の掛金の減少額

<引下げ幅>
1 回当たり：74.5 万円×0.10‰=75 円
年額：75 円×2 回=150 円

○ 年間での減少額

492 円+150 円=692 円